

平成24年度第15回教育研究評議会 議事要旨

日時 平成24年11月28日(水) 15時53分開会

場所 第1会議室

出席者 19名

山本学長, 和田理事(総務・財務担当副学長), 大矢理事(教育担当副学長),
奥田副学長, 鈴木評議員(言語センター長), 平沢評議員(情報処理センター長),
寺坂評議員(経済学科長), プラート評議員(商学科長), 多木評議員(企業法学科長),
持田評議員(社会情報学科長), 岡部評議員(一般教育系学科主任), 小田評議員(現代商学専攻長),
近藤評議員(アントレプレナーシップ専攻長), 横田評議員(経済学科教授),
林評議員(企業法学科教授), 中村(隆)評議員(社会情報学科教授),
上野評議員(一般教育等教授), 山本(久)評議員(言語センター教授),
瀬戸評議員(アントレプレナーシップ専攻教授)

公欠者 2名

李評議員(ビジネス創造センター長), 穴沢評議員(国際交流センター長)

欠席者 1名

金評議員(商学科教授)

議事に先立ち, 事前に配付している前回(11月14日)開催の平成24年度第14回教育研究評議会の議事要旨の確認が行われた。

審議事項

1. 教員の採用について

山本学長から, 教員の採用について, 本日開催された学部教授会で2件の採用原案が得られたので, 審議願いたい旨, 提案がなされた。

続いて, 審議資料1に基づき説明が行われ, 審議の結果, 原案どおり承認された。

○言語センター「英語(英文学)等」担当教員

- ・採用予定者 井上 典子
- ・採用予定年月日 平成25年4月1日
- ・採用予定職種 准教授

○言語センター「英語(CALL)等」担当教員

- ・採用予定者 イブラヒム・ファロウク
- ・採用予定年月日 平成25年4月1日
- ・採用予定職種 准教授

2. 国立大学法人小樽商科大学名誉教授に関する規程の一部改正(案)について

鈴木教員人事制度検討WG座長から, 国立大学法人小樽商科大学名誉教授に関する規程の一部改正(案)について, 提案があった。

【鈴木教員人事制度検討WG座長提案要旨】

・本件については、教員人事制度検討WGの検討課題とされていた（１）名誉教授の称号授与に関しての審査機関の設置に関する事、（２）特認教授の称号付与の期間に関する事について、３回に渡りWGで検討を行った。

・WGでは、この後の議題にも関係するが、名誉教授と特認教授、新たに創設する特認名誉教授については、互いに関連があるため、一体となった議論を行った。

・WGでの議論の結果、

（１）特認教授の称号付与については、更新の限度を撤廃する。

（２）本学に在職していた元教授で、教育上又は学術上の功績がみとめられるもの、あるいは本学の地域貢献活動の発展に相当な貢献が認められるもののいずれかに対して、新たな称号を付与する制度（特認名誉教授）を創設する。

（３）名誉教授、特認教授、特認名誉教授の称号授与について、審査するための委員会を新たに設置する。

（４）かつて本学の専任教授として在職した者を対象にした「特認名誉教授」の称号制度を創設することとしたため、名誉教授の称号の授与資格や勤務年数の通算については、現行どおりとする。

以上の結論が得られた。

・改正の概要については、称号授与審査委員会について定めるとともに、文言の整理等を行った。

続いて、規程の一部改正（案）の内容については、審議資料２に基づき、事務局から説明があった。引き続き審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、山本学長から国立大学法人小樽商科大学名誉教授に関する規程の一部改正については、平成24年11月28日付けで施行する旨、説明があった。

3. 国立大学法人小樽商科大学特認名誉教授の称号付与に関する規程（案）について

鈴木教員人事制度検討WG座長から、国立大学法人小樽商科大学特認名誉教授の称号付与に関する規程（案）について、提案があった。

【鈴木教員人事制度検討WG座長提案要旨】

・本件については、新たに「特認名誉教授」の称号制度を創設するため、新規に「特認名誉教授の称号付与に関する規程」を制定することを提案するものである。

・称号付与の基準は、かつて本学の専任教授として在職した者で、教育上又は学術上の功績が認められるもの、あるいは、本学の地域貢献活動の発展に相当な貢献が認められるもののいずれかに該当することとしている。

・現在のところ、称号付与の対象者は3名いるため、本案が承認されれば、所属の長の推薦に基づき、称号授与審査委員会にて、新たな基準により審査を行うことになる。

続いて、規程（案）の内容については、審議資料３に基づき、事務局から説明があった。

引き続き審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、山本学長から国立大学法人小樽商科大学特認名誉教授の称号付与に関する規程については、平成24年11月28日付けで制定する旨、説明があった。

4. 国立大学法人小樽商科大学特認教授称号付与規程の一部改正（案）について

鈴木教員人事制度検討WG座長から、国立大学法人小樽商科大学特認教授称号付与規程の一部改正（案）について、提案があった。

【鈴木教員人事制度検討WG座長提案要旨】

- ・ 現行の特認教授制度については、WGにおいて検討の結果、称号付与期間の更新限度を撤廃することを決定し、何回でも更新することを可能とした。
- ・ 併せて、本学の元専任教授に対して付与することができる新しい称号制度（特認名誉教授）を創設することに伴い、特認教授の称号付与の対象者については、かつて非常勤講師として在職した者又は現に非常勤講師として在職している者に限られることになった。
- ・ それらについて規定するため、国立大学法人小樽商科大学特認教授称号付与規程の一部改正（案）を、提案するものである。

続いて、規程の一部改正（案）の内容については、審議資料4に基づき、事務局から説明があった。引き続き審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、山本学長から、国立大学法人小樽商科大学特認教授称号付与規程の一部改正については、平成24年11月28日付けで施行する旨、説明があった。

次回の会議日程

次回の教育研究評議会は、12月12日（水）に開催する予定である。

以上